

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 7 月 5 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700039号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700095号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月15日の標準賞与額を18万円、平成18年8月10日の標準賞与額を21万円に訂正することが必要である。

平成16年12月15日及び平成18年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月15日及び平成18年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月15日
② 平成18年8月10日

年金事務所からの連絡により、A社の請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る普通元帳及びA社の複数の同僚が保有する2004年12月及び2006年8月の賞与明細書により、請求者は、請求期間①及び②に同社から賞与を支給されていたことが認められる。

また、上記賞与明細書により、いずれも賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②において、事業主により、賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記普通元帳において確認できる振込額及び上記賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は18万円、請求期間②は21万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成16年12月15日及び平成18年8月10日の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者の当該賞与に係

る届出及び厚生年金保険料の納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700118号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700018号

第1 結論

昭和62年*月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年*月から平成2年3月まで

私が20歳になったときに、私の母が私の国民年金の加入手続を行い、年金手帳を私に見せて私が大学を卒業するまでの国民年金保険料を納付してくれると説明してくれた。

父は当時金融機関の支店長をしており、母も同じ金融機関の出身であることから、私の親が保険料の支払義務を怠るなどということは考えられない。現在、母から当時の話を聞くことはできないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された年金手帳には、厚生年金保険の記号番号(*)、初めて上記被保険者となった日(平成2年4月1日)が記載されているものの、国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)等の記載はない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に係る国民年金番号を確認することはできない。

なお、オンライン記録によれば、上記厚生年金保険の記号番号(*)が平成9年1月1日に基礎年金番号として付番され、当該基礎年金番号に基づき請求期間を国民年金被保険者期間とする処理が平成13年4月5日に行われているところ、当該処理日時点において、請求期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、請求者は請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の母親から当時の状況を聴取することが困難なことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入及び保険料納付の状況は明らかではない。

そのほか、請求者の母親が、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

したがって、請求者の請求内容とこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、請求者の母親が、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700175号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700019号

第1 結論

昭和60年*月から昭和63年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年*月から昭和63年2月まで

私の母は、私が大学生であった20歳の時に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者が大学生であった20歳の時に、請求者の母親が請求者に係る国民年金の加入手続を行った旨主張しているが、当時、学生は任意加入被保険者であったところ、オンライン記録によると、請求期間は国民年金に未加入の期間となっている上、請求者に係る国民年金の加入手続は、請求者が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成元年3月15日(国民年金資格取得日)から当該資格取得日を入力処理した同年4月18日までの間に行われたことが推認できる。

また、社会保険オンラインシステムによる氏名検索によっても、上記加入手続を行った際に請求者に払い出された国民年金手帳の記号番号以外に別の記号番号は見当たらない。

さらに、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたとする請求者の母親は、請求期間当時における保険料の納付に関する記憶が定かでないとしており、請求者の請求期間に係る保険料の納付状況は明らかではない。

そのほか、請求者の母親が、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

したがって、請求者の請求内容とこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の母親が、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700044号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700096号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

年金事務所からの連絡により、A社の請求期間に係る標準賞与額の記録がないことを知った。同社では乗務員として勤務しており、当該期間に賞与を支給されたと思うので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主は、平成15年7月の賞与について、「平成15年7月賞与」と記載された一覧表(以下「賞与一覧表」という。)を提出した上で、当該期間において賞与を支給した者は、賞与一覧表に記載された者のみである旨陳述しているところ、賞与一覧表に請求者の氏名はないことが確認できる。

また、A社は、請求者に係る社員台帳において、請求者は賞与を支給されない給与体系であったことが確認できることから、請求者に対しては平成15年7月の賞与を支給しておらず、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

さらに、A社が加入していたB厚生年金基金は、請求者の賞与記録はない旨回答している。

加えて、請求者は、平成15年7月の賞与に係る支給明細書等を保有していないことから、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。